

## いじめ防止対策の条例化について

本区におけるいじめの防止等の取組については、教育委員会と学校とが一体となった実効性のある取組を強化・徹底できるよう、これまでの「中野区いじめ総合対策」(平成20年)や「中野区いじめ防止基本方針」(平成26年)を統合し、令和2年3月に「中野区いじめ防止基本方針」を改めて定めたところである。

一方、いじめの問題の克服及び児童等の尊厳の保持のためには、教育委員会と学校だけではなく、区、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携していく必要がある。また、いじめの防止等の施策の公平性や中立性を確保し一層実効的に取り組み、重大事態発生時において迅速かつ適切に対応できるようにするためには、いじめの防止等に係る基本理念や区の責務などを更に明らかにするとともに、専門的な知識や経験を有する第三者などで構成される組織を区において明確に位置付けることが求められることから、いじめ防止対策推進条例の制定について検討する。

### 1 条例の目的

児童等に対するいじめの防止等に係る基本理念並びに区や区立学校等の責務などを明らかにするとともに、いじめの防止等を図るための基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### 2 条例の主な内容

- 基本理念
- 区、教育委員会、区立学校、教職員、保護者等の責務及び地域住民の役割
- 基本方針の策定
- いじめの防止等に関係する機関、団体の連携を図るための協議会の設置
- いじめの防止等の対策を実効的に行うための組織の設置
- いじめの防止等に対する教育委員会の措置
- 重大事態に対処するために調査等を行う組織の設置

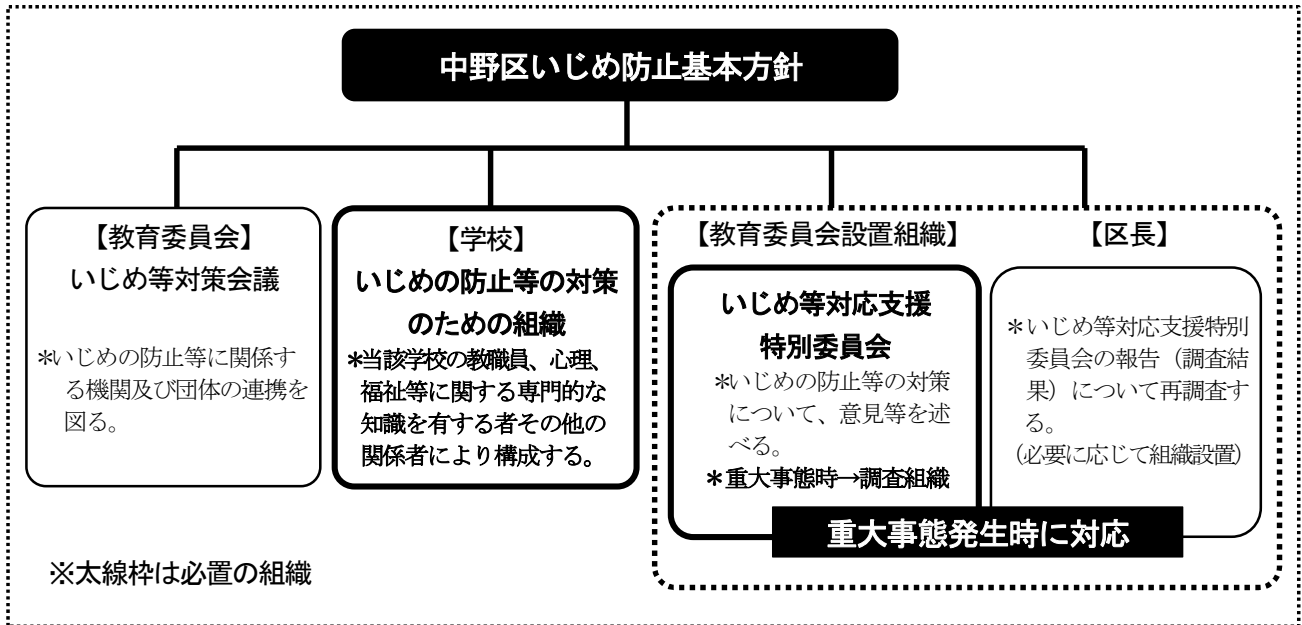
### 3 今後の予定

令和2年10月	条例の考え方について報告
10月～11月	区民意見交換会の実施
12月上旬	区民意見交換会の結果・「条例に盛り込むべき主な内容(案)」の決定
12月～	パブリック・コメント手続の実施(令和3年1月まで)
令和3年3月中旬	条例案の提案

参 考

■いじめの防止等に係る組織について

[条例制定前]



[条例制定後]

中野区いじめ防止対策推進条例

